

## 第3回 災害時要援護者の避難支援に関する検討会 第2回検討会までに指摘された主な論点

### 【1. 災害時要援護者への情報伝達体制の整備】

- 避難の情報さえ入手できれば自力で避難ができる災害時要援護者もいるため、確実に情報伝達ができるよう体制作りなども含めて配慮すべきではないか。
- 同じ障害であっても、その人が必要とするコミュニケーションの支援方法は様々であるため、あらかじめ個人にどんな支援が必要かという情報を把握した上で、情報支援体制を構築することが必要ではないか。
- 情報を得る手段ではなく、生き抜く力が一番重要である。ふだんから自分の住んでいる、活動する地域にどんな災害があるのか、災害が起こった時にどこに避難すればよいのか要援護者自身が知っておくこと、そして誰に指示されるのではなく、いち早く安全な場所に自分から避難する、行動力が必要ではないか。
- 避難場所までの距離、避難行動に要する時間を考慮して、災害時要援護者の早めの避難の実践が必要ではないか。

### 【2. 避難支援の実効性を高めるための災害時要援護者名簿の作成と活用】

- リードタイムのある災害とリードタイムのあまりない災害の二つにわけ、対応を考えるべきではないか。
- 災害時要援護者名簿は、発災時の避難支援と、安否確認やその後の救援・支援がなされないことで、助かった命が見過ごされて失われることのないようにするための、両方の役割が必要ではないか。
- 災害時要援護者名簿は作成するだけでなく、災害時要援護者の命を救うため、作成した名簿が活用されるようにすることが重要ではないか。
- 災害時要援護者の避難支援の基盤となる災害時要援護者名簿の作成・活用は、災害時要援護者の命に関わることから、災害時要援護者名簿の作成等を法に義務付けるべきではないか。
- 国で詳細まで一律に定めることで、先進自治体のこれまでの取組を妨げることのないようにすべきではないか。

- 災害時要援護者名簿を作成するためには、特定された利用の目的以外の目的であっても、必要な情報を内部で共有できることが必要ではないか。
- 災害時要援護者と避難支援者の両方の命を守るとともに、避難支援に実効性をもたせるためには、地域実情や避難支援者の支援能力等を考慮して、最優先に避難支援をする対象者と発災後に安否確認をする対象者に分けるなど、支援を要する災害時要援護者の優先順位をつけることが必要ではないか。
- 避難支援の実効性を高めるためには、災害時要援護者名簿に記載する情報の中に、人名や住所だけでなく、障害種別等を記載すべきではないか。また更新を行っていくことも必要ではないか。

### 【3. 災害時要援護者名簿の避難支援者への提供と災害時要援護者の同意】

- 災害時要援護者名簿の提供先については、活動実態を踏まえて選定し、支援が有効に行われることが重要ではないか。
- リードタイムのあまりない災害に対応するためには、同意の取れた災害時要援護者名簿の情報を避難支援者に予め渡しておく必要があるのではないか。
- 個人情報保護の観点から、全ての災害時要援護者名簿を渡すのではなく、地域で避難支援を行うために必要な災害時要援護者名簿のみを発災前から渡すべきではないか。
- 災害時要援護者名簿の情報を平時から提供することについて、条例に特別の定めがある場合を除き、災害時要援護者から同意を取るべきではないか。
- 災害時要援護者が災害時要援護者名簿への登載に同意するなど、災害時要援護者の協力も必要ではないか。
- 災害時要援護者から同意を円滑に取るためにも、避難支援者に情報を提供するに際しては、情報管理の担保が必要ではないか。
- 障害者団体等とも連携するなど、平時において災害時要援護者の同意の取り方を工夫するなどの方法が必要ではないか。
- 災害が発生又は発生するおそれがある場合には、災害時要援護者の命や身体の保護のためには、災害時要援護者の同意の有無に関わらず避難支援者等に対して災害時要援護者名簿を提供すべきではないか。

- 災害時要援護者名簿を実際に機能させるためには、具体的な仕組みや運用の仕方を地方自治体が検討する過程において、災害時要援護者の意見も十分に聞くことが必要ではないか。

#### 【4. 避難支援】

- 災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、災害時要援護者名簿の作成後も、災害時要援護者自身と避難支援の方法や避難経路の確認等の打合せを入念に行っていくべきではないか。
- 障害者団体や災害ボランティアセンター等が災害時要援護者の避難支援や安否確認、避難後の支援を行うことができるよう、個人情報保護法制との関係も整理すべきではないか。
- 避難支援者が災害時要援護者の避難支援を行うにあたって、避難支援者の責任の範囲をガイドラインに示すべきではないか。
- 災害時要援護者一人に対して一人の避難支援者が全責任を負うことは負担が大きすぎるのではないか。複数の者が協力して、一人の者を支援していくようにすべきではないか。

#### 【5. 自助・共助・平時からの地域づくり】

- 災害時要援護者対策は発災前から避難後の生活まで幅広く、各段階で災害時要援護者が排除されない仕組み作りが必要ではないか。
- 地域の集まりや防災訓練を通して、社会的に孤立しがちな者や災害時要援護者が地域住民と顔見知りになり、いざというときの関係を築くことや、災害時要援護者自身の防災意識を高めることが必要ではないか。
- 災害時に地域の実情やケースの状況に応じた支援を実行するためには、日頃から地区活動を通じて、避難支援者が災害時要援護者との関わりを持つことを強化すべきではないか。
- 避難は自助・共助が基本であり、地域住民や自主防災組織、民生委員、消防団等の地域の力が必要となることから、地域の防災に対する意識を高めるために、災害時要援護者対策の普及啓発とそれにかかるマンパワーが必要ではないか。
- 地域の防災力の向上とともに、災害時要援護者とふだんから濃密な付き合いのある福祉関係者が、災害時要援護者の避難支援に携われるよう、福祉関係者との連携を、より進めていくべきではないか。

- リードタイムのない災害においては、避難を拒否する災害時要援護者の説得に時間をかけるべきではないのではないか。
- 地域で避難支援者間の連携等のルールを予め取決めておくことが必要ではないか。

#### 【6. 避難後の災害時要援護者支援】

- 避難所に行くことができず、在宅で応急期の生活を送っていたため、発見が遅れ、支援を受けられないまま取り残されることがないように、安否確認を適切に行うべきではないか。
- 避難所の運営にあたっては、災害時要援護者の意見も反映されるように考慮すべきではないか。
- 災害時要援護者のニーズを把握するために、避難所に災害時要援護者の支援窓口を設置すべきではないか。
- 福祉避難所について、そもそも災害時要援護者に周知されていないのではないか。適切に周知する必要があるのではないか。
- 福祉避難所の運営のためにはマンパワーが必要であるが、被災地では確保が難しいことから、広域での応援体制が必要ではないか。
- 在宅避難をしている災害時要援護者への物資提供等の支援を提供するために、地域に密着した支援体制を作るべきではないか。

#### 【7. 大規模災害への対応】

- 災害時要援護者対策を十分に行うためには行政が機能しているかが重要であり、被災により行政機能そのものが低下したとき、バックアップの体制も必要ではないか。
- 全体計画においては、地域資源である社会福祉施設が被災した時の支援や対応についても検討すべきではないか。